

訪問介護における生活援助の回数基準を超える
計画（ケアプラン）の届出状況について

厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（生活援助）算定理由書提出 2事業所

要介護状態区分	要介護3
回数基準	43回/月
生活援助回数	平均54回程度/月
作成日	令和3年8月16日
サービス種別	掃除・洗濯・調理
算定理由	介護認定更新 パーキンソン病の進行により、薬による副作用の不随意運動が更に短時間のうちに出現している。独居で、日常生活の維持に大きな支障がある中、生活動線の確保と、自分でできる家事の継続に支援を要するため。

要介護状態区分	要介護1
回数基準	27回/月
生活援助回数	平均38回程度/月
作成日	令和4年1月27日
サービス種別	掃除・洗濯・調理・買い物
算定理由	介護認定更新 3階建て一軒家に独居であり、また、脳梗塞後遺症により移動において麻痺側（利き手側）は動かせず、健側は杖を使用している。歩行が不安定であり、立位での調理や掃除、物を持って移動することができないため。